

第5章 教育課題に対する取組

1. 区立学校におけるいじめ問題への対応

(1) 概要

【「いじめ」の定義】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、平成25年度から「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と定義された。

【豊島区いじめ問題対策委員会】

□ 目的

- ① 豊島区いじめ防止対策推進条例第11条の規定に基づき、区は基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、豊島区教育委員会の附属機関として豊島区いじめ問題対策委員会を置く。
- ② 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- ③ 対策委員会は、基本方針に対する評価を行うとともに、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときには、教育委員会に意見を述べることができる。

□ 構成

学識経験者、小・中学校長代表、保護者代表、区民、子どもの権利擁護委員

【委員】10人以内をもって組織

【任期】2年

【いじめ問題への対応】

□ いじめを生まない、許さない学校づくり

- ① 「いじめに関する研修」と「いじめに関する授業」の実施（年3回以上）
- ② 人権意識や規範意識を身に付けさせる指導の実施（通年）
- ③ 「SOSの出し方に関する教育」の実施と相談先の周知（通年）

□ 実態把握

- ① 心の健康アンケート（毎学期始めに実施）
- ② いじめを把握するためのアンケートの実施（年3回実施）
- ③ 豊島区いじめ実態調査（毎学期末に実施）
- ④ 児童生徒理解のための心理検査の実施（年2回）

□ 組織的な対応

- ① 学校いじめ防止基本方針の見直し（毎年）
- ② 学校いじめ対策委員会の開催
- ③ スクールカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリング

□ 外部との連携

- ① 主任児童委員児童と連携した見守りと声掛け
- ② スキップやジャンプとの日常的な情報交換
- ③ 人権擁護委員や弁護士によるいじめに関する授業
- ④ 警察との連携

(2) 実績（令和5年度）

○令和4年度に作成した資料「いじめ防止取組連携推進【デジタル版】」をより効果的に活用するために、関係機関との連携一覧表を作成した。

【令和4年度資料】



【令和5年度一覧表】

令和6年〇月版

【豊島区立●●学校】いじめ防止に向けた関係機関との連携

●児童生徒へのアンケート ★アンケート結果を受け、必要に応じて実施

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校	●心のケア	i-check	ふれあい	●実施調査		●心のケア	i-check	ふれあい	●実施調査	●心のケア		●実施調査
	いじめ対応方針の周知											
	児童・生徒理解、家庭との情報共有											
	いじめに関する授業【児童・生徒対象】（年間3回以上）											
	いじめ防止基本方針に基づくPDCAサイクルの実施、方針の修正（随時）											
	いじめに関する研修【教職員対象】（年間3回以上）											
SC	いじめ対策委員会（定期開催及び必要時）											
	★面談			★面談		★面談			★面談	★面談		★面談
面談【児童・生徒、保護者、教職員対象】（週1回）												
全員面接【小5,中1】												
SSW ●●さん	写真			学校訪問時の児童・生徒観察と情報共有（週1回）								
				個別の相談対応								
教育センター	児童・生徒が抱える困難さに対する相談【児童・生徒、保護者対象】											
スクールロイヤー	学校訪問・情報共有											
	いじめに関する出前授業											
子どもの権利擁護委員	いじめに関する出前授業（子供の権利条例の授業） 権利擁護委員による調整活動の啓発											
	いじめ対策委員会への出席（定期開催及び必要時）											
	子ども・保護者・学校・関係機関からの相談やアウトリーチでの個別ケースへの対応											
	ジャンプ訪問時の相談（月1回）											
●●警察署 ☎()0110	写真			交通安全運動、交通安全教室・セーフティ教室・薬物乱用防止教室、避難訓練								
スクールサポーター ●●●●さん	写真			地域の見回り、個別の相談対応								
				定期的な学校訪問による状況確認と情報共有								
				いじめ対策委員会への出席（定期開催及び必要時）								
民生児童委員 主任児童委員 ●●●●さん	写真			地域の見回り、相談・家庭へのサポート								
				学校運営協議会委員会への出席（定期開催）								
				いじめ対策委員会への出席（定期開催及び必要時）								
子ども家庭支援センター	子育てに関するあらゆる相談、児童・生徒本人からの相談											
スキップ●● 小学校対象 ●●●●所長	写真			職員夕会への参加と学校との情報共有								
				スキップ利用時の相談								
ジャンプ●● 中学校対象 ●●●●所長	写真			ジャンプ利用時の相談								
				情報共有								
アシスとしま	タブレットを活用したオンライン相談											
保護者・PTA	登下校の見回り・あいさつ運動											
	学校参観・行事への参加											
学校対象	児童生徒・保護者対象			学校・児童生徒・保護者対象								

(3) 令和 6 年度の計画

□ テーマ「いじめの未然防止に向けた提言 ～豊島区の課題を踏まえた学校の対応力の向上～」

回	時 期	内 容
第 1 回	令和 6 年 7 月	○令和 5 年度の豊島区はいじめ問題の現状について ○令和 6 年度のテーマについて
第 2 回	令和 6 年 10 月	○1 学期のいじめ問題の現状について ○「豊島区いじめ対応フローチャート（仮）」の内容検討 ○最終案の方向性確認
第 3 回	令和 7 年 1 月	○2 学期のいじめ問題の現状について ○学校参観（豊島区いじめ対応フローチャート（仮）」の活用方法の実際の様子）、意見交換 ・次年度の内容検討

2. 不登校対策に関する取組

(1) 概要

【「不登校」の定義】

文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」においては、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは、したくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されている。

不登校は、特定の子どもの特有の問題があることによって起こるのではなく、どの子どもにも起こりうることであり、関係者は不登校の状況になった児童生徒への理解を深める必要がある。同時に、不登校が継続することは、本人の進路や社会的な自立のために望ましいものではなく、学校・家庭・社会が共感的理解と受容の姿勢をもって、不登校児童生徒に寄り添うことで、児童生徒の自己肯定感を高めていくことが求められる。

【不登校への対応】

□ 学校内外における「居場所」づくり

- ① 互いを認め合う雰囲気の醸成（交流及び共同学習、道徳教育の推進）
- ② タブレットを活用した授業（児童生徒自身が自分の考えや意見を発表しやすい授業の展開）
- ③ 学校と学校外の教育施設との情報共有（学校内外での指導の統一）
- ④ 児童生徒の話を聞く環境整備（保健室や相談室など）
- ⑤ 不登校の校内支援センターを3校（西池袋中学校、駒込中学校、池袋中学校）に設置

□ 実態把握

- ① 不登校児童・生徒の実態調査（毎学期末に実施）と欠席状況調査（年3回実施）
- ② 心の健康アンケート（毎学期始めに実施）
- ③ SCによる全員面談（夏季休業日前までに実施＜小学校5年生、中学校1年生対象＞）

□ 組織的な対応

- ① 登校支援シートによる組織的支援
- ② 学校と教育センターSSW、指導主事による不登校対策会議（不登校児童生徒の状況確認と対象児童生徒に関するケースの検討）

□ タブレットを活用した関係づくり

- ① タブレットによる定期的な面談（学校、教育センター）
- ② オンライン配信による学習指導

□ 外部機関との連携

- ① 主任児童委員等と連携した見守りや、支援者と学校との定期的な情報交換
- ② NPO等と連携した放課後学習支援や外国籍の通訳支援
- ③ キャリア教育と関連付け、地域人材を活用した様々な生き方を学ぶ機会
- ④ 西池袋中学校と地域NPOが協働して運営する「校内カフェ（にしまる一む）」

【豊島区不登校対策委員会】

□ 目的

区立小・中学校の不登校児童生徒の実態の把握・分析を基に検討を行い、未然防止・早期支援のための方策について総合的、専門的な観点から検討する。

□ 構成

学識経験者、医師、主任児童委員、不登校経験者、小・中学校長代表、保護者代表

【委 員】9名で組織 【任 期】1年

(2) 実績（令和5年度）

- 「豊島区不登校支援総合計画」の骨子案について協議を行い、不登校支援の方向性を決めることができた。
- 学校、公的機関等で相談・指導を受ける意欲やその成果を認め、適切に評価して自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立の支援につなげるために、不登校児童生徒の出席の取扱いの方向性を決めることができた。

(3) 令和6年度の計画

「不登校児童生徒への安心・安全な居場所の確保について」

○豊島区の「不登校対策支援計画（仮）」の策定に向けた検討をする。

○不登校児童生徒が学校内外で居場所を見つけ、自立へ向けた支援が受けられるように、区としての支援の方向性を協議する。

第1回 6月	○豊島区の不登校対策の現状 ○豊島区の不登校対策の在り方の協議
第2回 9月	○「豊島区不登校対策総合計画【仮】素案」の基本的な考え方の協議
第3回 1月	○「豊島区不登校対策総合計画【仮】素案」の取組内容の協議

3. 特別支援教育・就学相談・区立幼稚園における特別な支援

【特別支援学級（固定・知的障害）】

(1) 概要

① 設置趣旨

知的機能の発達に遅れがみられる子どもに対し、正しい理解と温かい愛情のもとに、よりよい環境の中で教育を進め、将来、よりよき社会人として幸福で堅実な生活を営むことができる基礎的能力を伸長させる目的で設置している。

② 指導方針

小学校 ー 生活の指導に重点をおき、学習への適応を図るとともに、豊かな人間関係の形成を促進させ、情緒的にも安定させるよう努める。

中学校 ー 各生徒の能力や個性に応じ、将来社会的にも経済的にも自立しうるような能力を養うことを重視し、日常生活を営む上で必要な基礎的知識や技能及び態度を身につけさせるよう努める。

(2) 実績

□ 学級数、児童生徒数

【小学校】

(令和6年4月7日現在)

校 名	学級数	区分	在 籍 児 童 数						
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
西 巢 鴨 小 学 校 (たけのこ学級)	4	固定	5	5	3	3	7	4	27
朋 有 小 学 校 (竹の子学級)	4	固定	3	0	3	7	5	8	26
池袋第三小学校 (あゆみ学級)	3	固定	1	6	5	4	1	2	19
長 崎 小 学 校 (五組)	3	固定	2	5	6	1	2	4	20
要 小 学 校 (すずかけ学級)	3	固定	4	2	3	2	2	7	20
合 計	17		15	18	20	17	17	25	112

【中学校】

(令和6年4月7日現在)

校 名	学級数	区分	在 籍 生 徒 数			
			1 年	2 年	3 年	計
巢 鴨 北 中 学 校	4	固定	7	14	10	31
西 巢 鴨 中 学 校	2	固定	4	4	3	11
西 池 袋 中 学 校	4	固定	7	13	5	25
千 川 中 学 校	0	固定	休 学 級			
合 計	10		18	31	18	67

【特別支援学級（固定 自閉症・情緒障害）】

(1) 概要

① 設置趣旨

知的障害のない自閉症又はそれに類するもので、意思疎通や対人関係の形成が困難である児童生徒を対象として、一人一人の特性に応じた教育環境を提供する中で、特性による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うことを目的として設置している。

② 指導方針

- ・個別指導計画を作成・活用し、一人一人の児童の障害の特性や発達段階に即した授業形態及び指導方法の工夫改善を図る。
- ・家庭・医療・福祉との連携を緊密にし、教科学習の充実とともに、学校生活への適応力の向上を促し、心理的・情緒的安定を図る指導の充実に努める。

(2) 実績

□ 学級数、児童生徒数

【小学校】

(令和6年4月7日現在)

校 名	学級数	区分	在籍児童数						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
南池袋小学校（けやき学級）	1	固定	0	1	0	2	2	3	8
池袋第一小学校（かしわ学級）	1	固定	0	0	1	1	1	1	4
合 計	2		0	1	1	3	3	4	12

【中学校】

(令和6年4月7日現在)

校 名	学級数	区分	在籍生徒数			
			1年	2年	3年	計
池袋中学校（E組）	1	固定	2	3	0	5

【特別支援学級（難聴通級指導学級）】

(1) 概要

① 設置趣旨

聴覚に障害のある通常の学級在籍児童を対象として、通級により、言葉や音の聴取を補い、将来よりよき社会人として生活しうる資質を向上させることを目的として設置している。

② 指導方針

児童一人一人の実態に即した聴覚活用の学習を行い、音声を正しく理解し、正しく発音することができるようにする。さらに、聴覚障害による学力の低下を防ぎ、学習意欲を助長して学習効果を高めることに努める。

(2) 実績

□ 学級数、児童数

【小学校】

(令和6年4月7日現在)

校 名	学級数	区分	通 級 児 童 数						
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
池袋小学校 (きこえの学級)	1	通級	2	0	0	1	1	0	4

【特別支援学級（言語障害通級指導学級）】

(1) 概要

① 設置趣旨

言語に障害のある通常の学級在籍児童を対象として、通級により、それぞれの児童の実態に即した指導を行い、言語能力を高めるとともに、障害に付随しておこる情緒面、行動面での問題解決を図ることを目的として設置している。

② 指導方針

言語に障害のある児童の障害の種類や程度に応じて、言語能力の発達を促すようにする。また、言語の障害にともなう問題を改善・克服し、健全な社会生活を営める能力を養う。

(2) 実績

□ 学級数、児童数

【小学校】

(令和6年4月7日現在)

校 名	学級数	区分	通 級 児 童 数						
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
池袋小学校 (ことばの学級)	4	通級	5	15	9	20	11	5	65

【特別支援教室を利用した巡回指導】

(1) 概要

① 設立趣旨

特別支援教室は、発達障害教育を担当する担当教員(巡回指導教員)が各校の特別支援教室を巡回して指導することにより、今まで通級指導学級で行ってきた特別な指導(障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導)を児童生徒が在籍校で受けられるようにするものである。

豊島区では平成28年度から全小学校に設置、中学校においても令和元年度から全中学校に特別支援教室を設置し、これまでの通級による指導体制から、特別支援教室を利用した巡回指導体制に移行した。

② 指導方針

巡回指導教員と在籍学級担任や教科担任等と共通理解を持ち、協働することにより、児童生徒一人一人が抱える困難さをより効果的に改善し、児童生徒の学習能力や集団適応能力の伸長を図る。

(2) 実績

□ 学級数、児童生徒数

【小学校】 22 校

(令和6年4月7日現在)

拠点校	巡回校	特別支援教室利用児童数						
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
朝日小学校 特別支援教室「ひいらぎ」	仰高小学校 駒込小学校 清和小学校	7	11	12	21	9	12	72
南池袋小学校 特別支援教室「くわのみ」	巣鴨小学校 朋有小学校 豊成小学校	12	11	12	18	13	14	80
目白小学校 特別支援教室「あおぞら」	池袋第三小学校 高南小学校	8	17	8	12	16	5	66
長崎小学校 特別支援教室「ひまわり」	椎名町小学校 富士見台小学校	11	5	9	12	4	9	50
千早小学校 特別支援教室「あすなろ」	要小学校 高松小学校 さくら小学校	12	16	9	17	10	10	74
池袋本町小学校 特別支援教室「たんぽぽ」	池袋第一小学校 池袋小学校 西巣鴨小学校	10	8	13	22	11	14	78
合 計		60	68	63	102	63	64	420

【中学校】 8 校

(令和6年4月7日現在)

拠点校	巡回校	特別支援教室利用生徒数			
		1 年	2 年	3 年	計
巣鴨北中学校 「S-room」	駒込中学校 西巣鴨中学校 千登世橋中学校	22	16	14	52
千川中学校 「S-room」	池袋中学校 西池袋中学校 明豊中学校	23	30	14	67
合 計		45	46	28	119

※令和2年度から西巣鴨中学校から巣鴨北中学校に拠点校が移りました。

【特別支援教育指導員の配置】

(1) 概要

特別支援学級の教育の充実と円滑な運営を図るため、特別支援教育指導員を配置している。
特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する通常級にも配置している。

(2) 実績

□ 令和6年度配置数

(令和6年5月1日現在)

区 分	配置学校数	配置人員
小 学 校	7	12
中 学 校	4	4

【特別支援学級連合行事「まとめ展」の開催】

(1) 概要

区立小・中学校の特別支援学級（固定学級）が連合して開催している。一年間の学習の総まとめの場、学級間の交流の場、特別支援教育啓発の場となっている。

(2) 実績

□ 日程・会場

年度	5	6
舞台	令和6年1月27日、2月17日 朋有小学校 池袋第三小学校 巣鴨北中学校	令和7年1月25日、2月15日（予定） 朋有小学校 西池袋中学校 巣鴨北中学校
展示	令和6年2月17日、3月2日 朋有小学校 西池袋中学校 巣鴨北中学校	会場：各校 日程：未定

【就学相談】

(1) 概要

特別な支援を必要とするすべての児童生徒に教育を保障することを基本理念として、一人一人の児童生徒の障害の種類や程度、発達の状態及び個々の教育内容・方法等に基づき適切な就学相談を行う。このための就学相談委員会及び特別支援教育利用判定委員会を設置している。

(2) 実績

□ 就学相談件数及び就学先一覧

（令和5年度）

区 分	相 談 件 数	国・都立特別支援学校					特 別 支 援 学 級	通常 の学級 (含通級・ 特別支援教室)	そ の 他
		視 覚	聴 覚	知 的	肢 体	病 弱			
就学相談・小学校	145	0	1	17	3	0	15	92	17
就学相談・中学校	81	0	0	1	0	0	20	47	13
転学相談・小学校	57	0	0	2	0	3	22	28	2
転学相談・中学校	2	0	0	0	0	0	2	0	0
特別支援教室	143	0	0	0	0	0	0	143	0
その他の相談	42								
合 計	470	0	1	20	3	3	59	310	32

※その他の相談とは事前・事後相談、継続相談のこと

【区立幼稚園における特別な支援】

(1) 目的

区立幼稚園に在籍する特別な支援を必要とする園児のさまざまなニーズに対応するため、適切な教育支援を行なっている。

(2) 概要

① 就園相談委員会の開催

対象：就園時健康診断及び園長面接の様子から、園長が支援を必要と判断した園児

目的：入園後のより良い幼稚園生活への支援を検討するため

構成：教育施策推進担当課長

教育センター所長

教育センター教育相談係長

教育センター指導員（心理相談）

指導課長

西部子ども家庭支援センター所長

専門医（小児精神科）

作業療法士

② 会計年度任用職員の配置

特別な支援が必要な園児を支援するため、各園に会計年度任用職員を配置。

特別支援指導員：各園 1 名

特別支援補助：各園 2 名

③ 医療的ケア児への対応

対象：保護者から医療的ケア実施の申請があった者のうち、主治医が承認し、豊島区教育委員会が学校の置かれた環境等を総合的に踏まえ、保護者の同意・協力が得られると認めた者

対応：たんの吸引、それに付随する医師の指示で認められている範囲内の行為で教育委員会が実施を認めたものを主治医の指示を受けた看護師が行う。

4. 日本語指導

(1) 概要

日本語学級及び日本語指導教室は、区立小・中学校長から要請のあった海外帰国児童生徒及び外国人児童・生徒に対し、日本語指導と教育相談を行い学校生活に適応できるようにすることを目的とする。
また、区立幼稚園・小・中学校に在籍する園児・児童生徒及びその保護者に対し、学校からの要請に応じて、日本語初期指導（通訳）を行う。学校生活への適応・円滑な事務連絡・保護者会での支援等を目的とする。

(2) 実績等

① 設置状況

☐ 日本語学級（通級）

（令和5年5月1日現在）

校 名	学級数	児童数
豊 成 小 学 校	1 学級	17 人
池 袋 小 学 校	2 学級	35 人
合 計	3 学級	52 人

☐ 日本語指導教室

（令和6年3月31日現在）

設置場所	児童数	生徒数
教 育 セ ン タ ー	16 人	20 人

☐ 日本語初期指導（通訳）

（令和6年3月31日現在）

通訳派遣元	通訳対象者数
教 育 セ ン タ ー	78 人

② 母語別・国別・言語別児童数

☐ 豊成小学校（1学級） ※母語別

（令和5年5月1日現在）（人）

年 度	母 語									計
	中国語	ネパール語	英語	カダグ語	ベトナム語	フランス語	ベンガル語	ミャンマー語	その他	
元	19	0	0	1	0	0	0	1	2	23
2	15	1	1	1	3	0	1	1	0	23
3	8	0	0	1	2	1	1	1	0	14
4	11	0	1	1	1	0	2	1	0	17
5	10	1	1	1	3	0	0	1	0	17

□ 池袋小学校（2学級） ※母語別

（令和5年5月1日現在）（人）

年 度	母 語									計
	中国語	ネパール語	英語	タガログ語	ベトナム語	フランス語	ベンガル語	ミャンマー語	その他	
元	44	3	3	0	1	0	0	0	2	53
2	39	0	3	0	0	0	0	0	4	46
3	34	6	3	0	0	0	1	0	4	48
4	28	9	3	0	1	0	0	1	5	47
5	20	8	2	0	1	0	0	0	4	35

□ 日本語指導教室 ※国別

（令和6年3月31日現在）（人）

年 度	出 身 国									計
	中国	フィリピン	ウクライナ	ネパール	南アフリカ	フランス	コロンビア	ベトナム	その他	
30	18	3	0	7	0	1	0	1	4	34
元	31	0	0	0	0	0	0	1	5	37
2	19	2	0	4	0	0	1	1	5	32
3	5	1	0	5	0	0	0	1	2	14
4	12	1	1	18	1	1	0	0	0	34
5	22	0	1	7	1	1	1	1	2	36

□ 日本語初期指導（通訳） ※言語別

（令和6年3月31日現在）（人）

年 度	対 応 言 語								計
	中国語	英語	ネパール語	ベトナム語	ウズベク語	フランス語	タイ語	ロシア語	
30	54	10	6	0	0	1	0	0	71
元	72	11	6	2	0	0	0	0	91
2	41	12	8	3	0	0	0	0	64
3	22	9	10	1	0	0	0	0	42
4	39	21	26	3	2	1	0	0	92
5	44	10	16	2	2	0	2	2	78

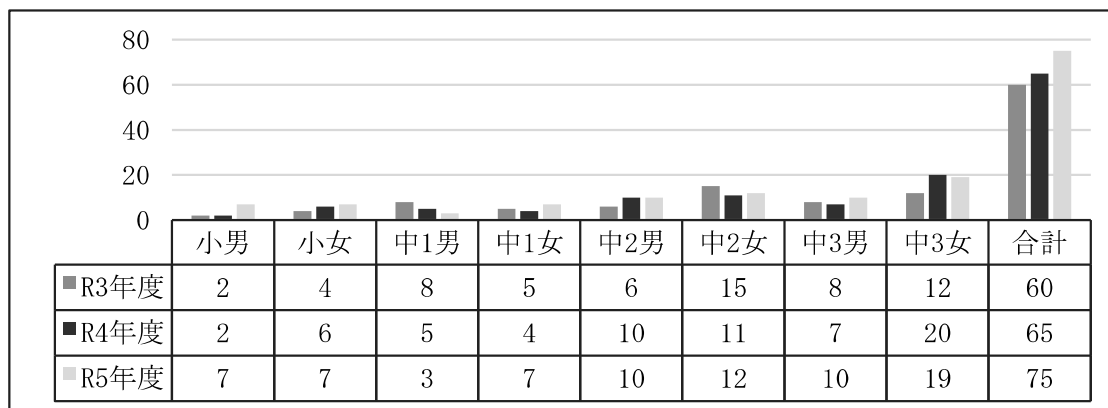
5. 適応指導教室（柚子の木教室）

(1) 概要

心理的要因等により長期間登校できない児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援する。

(2) 実績等

□ 適応指導教室学年別在籍人数（転出等による途中退籍者を含む）



□ ソーシャルスキルトレーニングの実施状況

実施回数	全 35 回 （令和 5 年 4 月 12 日～令和 6 年 3 月 6 日）	
参加人数	延べ 131 名 （小学 5 年生～中学 3 年生）	
主なスキルの内容	・会話に加わる ・頼みごとを断る ・質問して会話を続ける ・きもっちさん ・自己開示 ・苦情を言う	
児童生徒の主な感想	・とても楽しかった。いい時間を過ごせた。スキルが使いやすい。 ・助けてもらいたいことを人に伝える時に落ち着いて言えると伝わるのが分かりました。 ・自分自身気持ちを『プラス』『マイナス』に分けることが多く自分の中で白黒つけることが多いことに気が付いた。 ・色々な人の話を聞けて良かった。 ・初めての参加でどんなことをするか心配だったが、参加できてよかった。 ・聞き上手になれるようこういうところを意識して自分もやっていこうと思った。 ・自分の気持ちを考えるのが難しかった。 ・知りたいことについて質問できるようになった。 ・SST の全体を通して、人と話すことは難しいが相手と話して色々な事を知れたりする経験ができることがわかった。	

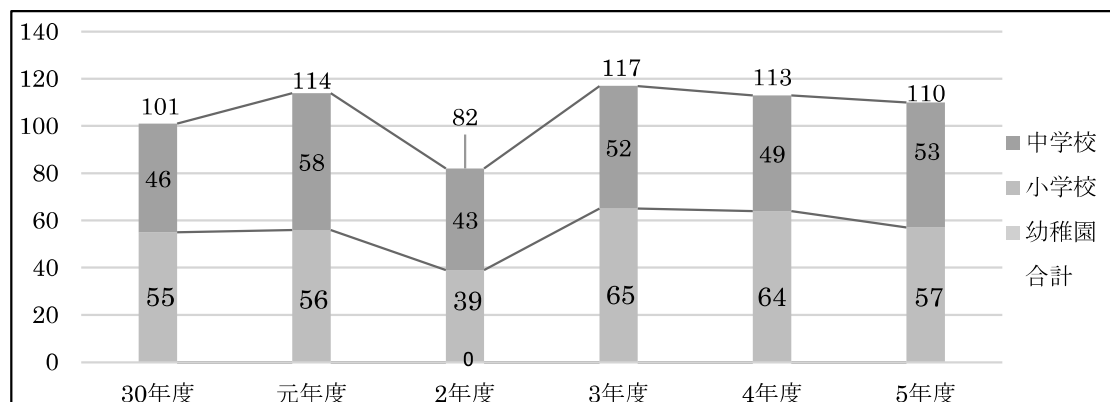
6. スクールソーシャルワーカー（SSW）

(1) 概要

学校における児童生徒の福祉に関する支援に従事する、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカー（学校教育法施行規則第 65 条の 3）を活用し、不登校やいじめ、また、様々な福祉的課題に対し、各学校の教職員や福祉関係諸機関と連携し、教育と社会福祉の専門的な知識や援助技術を用いて、児童生徒とその保護者に対し、問題の早期発見・支援を図る。

(2) 実績等

□ 【派遣型】申請・支援件数とその推移（件）



※【派遣型支援】各学校から依頼を受けた個別案件について、SSW が学校と家庭の間に入り、不登校等の課題に対して長期的・直接的な支援を行う。

□ 【派遣型】相談受理時の主訴・要因別件数（件）

主訴	虐待	登校・不登校・いじめ	貧困	養育困難	性格行動	自殺・自傷	家庭環境	その他	合計
小学校	1	40	2	0	8	1	0	5	57
中学校	1	43	1	0	3	2	0	2	53
合 計	2	83	3	0	11	3	0	7	110

*注 ヤングケアラーは家庭環境に含む

□ 【巡回型】支援について

令和 5 年度は巡回型支援を通年で実施し、SSW が各学校へ週 1 回、1 回 3 時間以上かつ年間 35 週以上（延べ 1,050 回）巡回し、授業観察等を通して児童生徒の課題を早期発見し、各学校に対して初期対応・予防に関する見立てやアドバイスを行なった。【巡回型】＋【派遣型】のハイブリッド型で対応し、相乗効果を上げた。

7. 教育相談

(1) 概要

① 教育相談

子どもの成長・発達に伴って生じてくる様々な問題や悩みについて、本人・保護者・関係機関の相談に応じ助言する。電話による教育相談・いじめ相談に応じ助言する。

② スクールカウンセラー派遣

区立幼稚園でスクールカウンセリングを行う。

③ 就学相談

特別な支援を必要とする児童生徒の就学や転学、通級指導学級への入級及び特別支援教室利用に関する相談を行う。

④ 巡回相談（チームステップ）

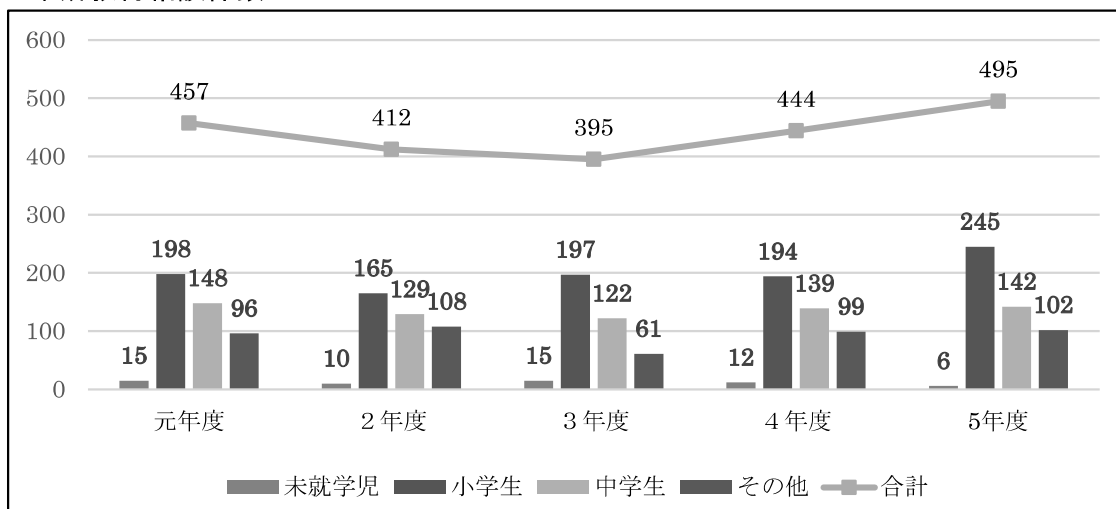
特別な支援を必要とする園児・児童生徒の実態把握及び指導方法についての助言を行う。

⑤ 小学校低学年巡回支援（LGS）

学級内で困り感を持つ小学校低学年児童への支援方法の提案や保護者への相談対応を行う。

(2) 実績等

□ 来所教育相談件数



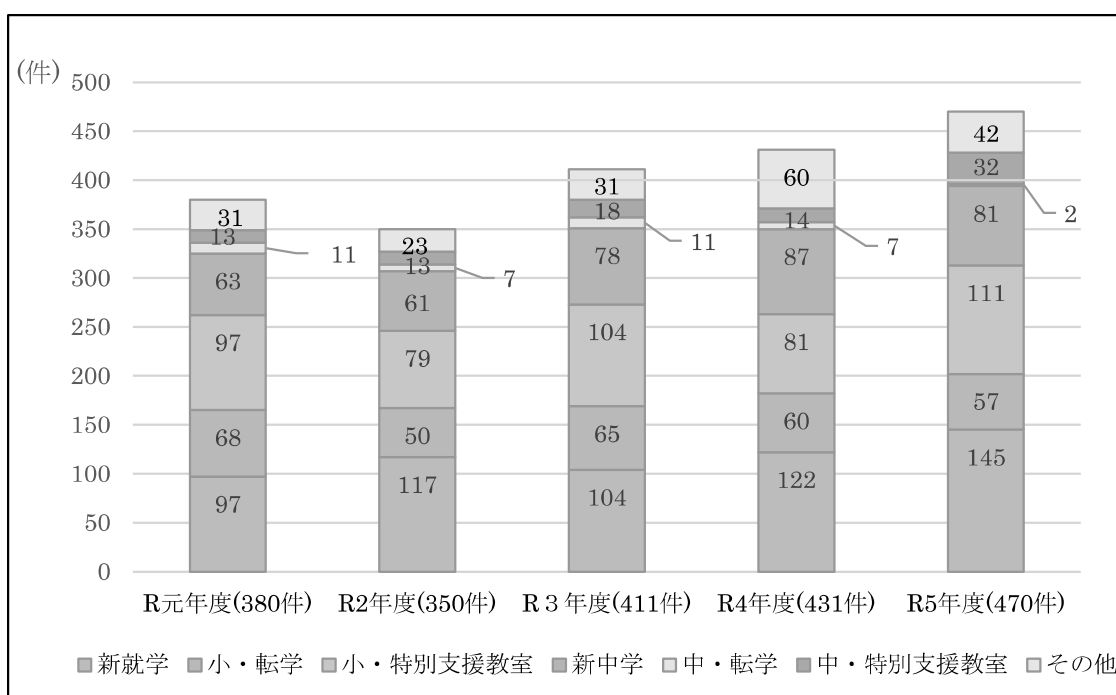
□ 教育相談主訴別内訳 (令和5年度)

(件)

区 分	未就学児	小学生	中学生	その他	合 計
不 登 校	0	73	66	45	184
性格・行動	0	24	13	8	45
発達・障害	3	96	33	27	159
精神・身体	2	14	10	4	30
進路・適性	0	10	9	5	24
家 庭 生 活	1	23	10	12	46
そ の 他	0	5	1	1	7
合 計	6	245	142	102	495

延べ相談回数：8,578 件

□ 就学相談申込総数及び種別内訳



8. 学校における働き方改革の推進

(1) 概要

学校における働き方改革の目的は、現在の教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることである。

□ 取組の方向性

目的	教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の維持向上を図る。
目標	文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（教員の1か月あたりの在校等時間が正規の勤務時間数を除き、45時間を超えないこと）を見据えつつ、当面の目標として1週間あたりの在校等時間が60時間を超える教員をゼロにする。
方向性	柱1 業務改善・有用性と効率化の推進 柱2 チーム学校体制の構築とサポートスタッフの充実 柱3 勤務時間・働き方への意識改革 柱4 家庭・地域の理解促進及び国・東京都との連携

(2) 実績

年度	取組	内容
R2	出退勤システムの導入	教員の在校等時間を管理する出退勤システムを導入
	学校閉庁日の本格実施	夏季に4日間、冬季に1日間の学校閉庁日を実施
	スクール・サポート・スタッフの全校配置	授業準備等に従事するスクール・サポート・スタッフ（会計年度任用職員）を全校に配置
	部活動指導員の配置	大会への引率等が可能な部活動外部指導員（会計年度任用職員）を配置
	スクールロイヤーの配置	学校内での事故やトラブル等について弁護士に相談できる体制を整備
R3	教員用タブレットの導入	教員用タブレットPCの一人1台配付が完了
	勤務時間外における留守番電話サービスの導入	区立小・中学校全校の電話機器に自動音声応答機能を導入
	校務支援員の勤務日数拡充（試行実施）	校務支援員（会計年度任用職員）の勤務日数を拡充し、私費会計業務における負担軽減を図る（試行実施）
R4	庶務事務システムの導入	出退勤システムを改修し、教員の休暇・旅費等の申請を電子化（庶務事務システムの導入）
R5	校務支援員の勤務日数拡充（全校実施）	R3年度の試行実施を踏まえ、全小学校の校務支援員（会計年度任用職員）の勤務日数を8日から11日に拡充
	取組事例集の作成	区立小・中学校に働き方改革に係るヒアリングを実施のうえ、「豊島区学校における働き方改革における取組事例集」を作成し、全小・中学校に配布。